
今月のテーマ **社会保障と税の一体改革大綱**

平成24年2月17日に「社会保障と税の一体改革大綱」が閣議決定されました。改正事項としては昨年の「平成23年度税制改正大綱」のうちまだ改正されていなかった項目が中心となっています。政府としてはこれを3月末までに可決したいとの意向ですが、野党である自民党・公明党が反対しているのは勿論のこと、与党である民主党の内部も反対しており、その行方は予断を許しません。この法案の審議も含め、今後も引き続き見守っていく必要があると思います。

1. 消費税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正案	改正前	改正時期
消費税	税収の使途	—	年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する費用に充てることを明確化する(社会保障財源化) 地方消費税については、増税分についてはその使途を社会保障財源化する	—	平成26年4月1日以降に適用
	税率の引上げ	不利	平成26年4月1日以降 8% 平成27年10月1日以降 10%	現行 5%	
	免税制度	不利	5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接にする支配する法人を設立した場合には、設立当初2年間については免税事業者とはならない	資本金1,000万円以上の法人を設立した場合には、その法人の設立当初2年間については免税事業者とはならない	平成26年4月1日以後設立の法人について適用
	中間申告制度	—	・中間申告義務のない直前の課税期間の消費税額が60万円以下の事業者については、自主的に中間申告(年1回・半期)ができる ・中間申告の確定消費税額の最低額を、消費税額・地方消費税額を合わせた額を現行の最低額と同一とするよう調整する	直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を除く)が以下の場合、中間申告の義務がある ・48万円超400万円以下 → 年1回 ・400万円超4,800万円以下 → 年3回 ・4,800万円超 → 年11回	平成26年4月1日以後開始する課税期間について適用

下記に掲げる他、簡易課税制度におけるみなし仕入率の改正についても検討をすることが言及されています。

2. 所得税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正案	改正前	改正時期																														
所得税	税率構造	不利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>195万円以下</td><td>5%</td></tr> <tr><td>330万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>695万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>23%</td></tr> <tr><td>1,800万円以下</td><td>33%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>5,000万円超</td><td>45%</td></tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	5,000万円以下	40%	5,000万円超	45%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>195万円以下</td><td>5%</td></tr> <tr><td>330万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>695万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>23%</td></tr> <tr><td>1,800万円以下</td><td>33%</td></tr> <tr><td>1,800万円超</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	1,800万円超	40%	平成27年分以後の所得税
			課税所得金額	税率																															
195万円以下	5%																																		
330万円以下	10%																																		
695万円以下	20%																																		
900万円以下	23%																																		
1,800万円以下	33%																																		
5,000万円以下	40%																																		
5,000万円超	45%																																		
課税所得金額	税率																																		
195万円以下	5%																																		
330万円以下	10%																																		
695万円以下	20%																																		
900万円以下	23%																																		
1,800万円以下	33%																																		
1,800万円超	40%																																		

3. 相続税・贈与税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正案	改正前	改正時期
相続税	基礎控除	不利	3,000万円+600万円×法定相続人の数	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	平成27年1月1日以後の相続・遺贈
	生命保険金に係る非課税限度額	不利	500万円×法定相続人の数(未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)	500万円×法定相続人の数	

税目	項目	有利不利	改正案	改正前	改正時期																																																		
相続税	税率構造	不利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>2億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>6億円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6億円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	2億円以下	40%	3億円以下	45%	6億円以下	50%	6億円超	55%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円超</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	3億円以下	40%	3億円超	50%	平成27年1月1日以後の相続・遺贈																		
	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																																					
	1,000万円以下	10%																																																					
3,000万円以下	15%																																																						
5,000万円以下	20%																																																						
1億円以下	30%																																																						
2億円以下	40%																																																						
3億円以下	45%																																																						
6億円以下	50%																																																						
6億円超	55%																																																						
法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																																						
1,000万円以下	10%																																																						
3,000万円以下	15%																																																						
5,000万円以下	20%																																																						
1億円以下	30%																																																						
3億円以下	40%																																																						
3億円超	50%																																																						
未成年者控除	有利	(20歳－相続開始時の年齢)×10万円	(20歳－相続開始時の年齢)×6万円																																																				
障害者控除	有利	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×10万円 ◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×20万円 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×6万円 ◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×12万円 																																																				
贈与税	税率構造	有利	<p>①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>4,500万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>4,500万円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の贈与税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>3,000万円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	400万円以下	15%	600万円以下	20%	1,000万円以下	30%	1,500万円以下	40%	3,000万円以下	45%	4,500万円以下	50%	4,500万円超	55%	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,500万円以下	45%	3,000万円以下	50%	3,000万円超	55%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,000万円超</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,000万円超	50%	平成27年1月1日以後の贈与
	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																					
	200万円以下	10%																																																					
400万円以下	15%																																																						
600万円以下	20%																																																						
1,000万円以下	30%																																																						
1,500万円以下	40%																																																						
3,000万円以下	45%																																																						
4,500万円以下	50%																																																						
4,500万円超	55%																																																						
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																						
200万円以下	10%																																																						
300万円以下	15%																																																						
400万円以下	20%																																																						
600万円以下	30%																																																						
1,000万円以下	40%																																																						
1,500万円以下	45%																																																						
3,000万円以下	50%																																																						
3,000万円超	55%																																																						
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																						
200万円以下	10%																																																						
300万円以下	15%																																																						
400万円以下	20%																																																						
600万円以下	30%																																																						
1,000万円以下	40%																																																						
1,000万円超	50%																																																						
相続時精算課税制度の適用要件	有利	受贈者＝20歳以上である推定相続人・孫贈与者＝年齢60歳以上	受贈者＝20歳以上である推定相続人のみ贈与者＝年齢65歳以上																																																				

4. マイナンバー法関係

税目	項目	有利不利	改正案	改正前	改正時期
その他	マイナンバー法の整備法	—	<p>社会保障・税番号制度の導入に伴い税制上の対応として、平成24通常国会に提出したマイナンバー法の整備法を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆申告書等の記載事項への「番号」追加 ・税務署長等に提出する申告書、法定調書等 ・地方公共団体に提出する申告書等 ◆告知・本人確認すべき事項への「番号」追加等 ・本人確認書類の整備 ・法定調書の対象となる金銭等の支払の際に本人確認すべき事項への「番号」追加等 	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年中に「番号」交付 ◆平成27年1月「番号」利用開始